

平成23年第6回邑南町議会定例会(第4日)会議録

1. 招集月日 平成23年 8 月 23 日 告示
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成23年 9 月 8 日(木) 午後 1 時30分
散会 午後 3 時19分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	亀 山 和 巳	9 番	日 高 學
10 番	石 橋 純 二	11 番	高 本 勝 藏	12 番	山 中 康 樹	13 番	三 上 徹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	松 本 正		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	亀 山 和 巳	9 番	日 高 學
10 番	石 橋 純 二	11 番	高 本 勝 藏	12 番	山 中 康 樹	13 番	三 上 徹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	松 本 正		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石 橋 良 治	副町長	桑 野 修	総務課長	藤 間 修
定住促進課長	原 修	企画財政課長	沖 幹 雄	情報推進課長	小 林 雅 博
町民課長	服 部 導 士	税務課長	三 上 俊 二	福祉課長	三 上 洋 司
農林振興課長	坂 本 敬 三	商工観光課長	東 義 正	建設課長	田 中 節 也
水道課長	上 田 英 至	保健課長	日 高 誠	会計管理者	安 原 賢 二
瑞穂支所長	藤 田 憲 司	羽須美支所長	福 田 誠 治	教育委員長	河 野 義 則
教育長	土 居 達 也	学校教育課長	細 貝 芳 弘	生涯学習課長	森 岡 弘 典

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋 原 進 事務局係長 日 高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
8 番	亀 山 和 巳	9 番	日 高 學

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成23年第6回邑南町議会定例会議事日程(第4日)

平成23年9月8日(木) 午後1時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の質疑

議案第86号 平成22年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第87号 平成22年度邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第88号 平成22年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第89号 平成22年度邑南町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第90号 平成22年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第91号 平成22年度邑南町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第92号 平成22年度邑南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第93号 平成22年度邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第94号 邑南町町営バス条例の一部改正について

議案第95号 邑南町バス料金条例の一部改正について

議案第96号 邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第97号 邑南町まちづくり推進基金条例の一部改正について

議案第98号 邑南町集会所条例の一部改正について

議案第99号 邑南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議案第100号 邑南町税条例等の一部改正について

議案第101号 邑南町辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について

議案第102号 平成23年度邑南町一般会計補正予算第2号について

議案第103号 平成23年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について

議案第104号 平成23年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号について

議案第105号 平成23年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号について

議案第106号 平成23年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第2号について

議案第107号 平成23年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第2号について

議案第108号 平成23年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号について

平成23年第6回邑南町議会定例会(第4日)会議録

平成23年9月8日(木)

—— 午後1時30分 開議 ——

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

開議宣告

- 議長(松本正) 定足数に達しておりますので、ただ今から、平成23年第6回邑南町議会定例会第4日目の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(松本正) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。8番亀山議員、9番日高學議員、お願いをいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 議案の質疑

- 議長(松本正) 日程第2、議案の質疑。これより議案第86号から議案第108号までの質疑を行います。始めに、議案第86号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入、歳出全般わたって、全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。質疑の、ごめんなさい。質疑の場合は自席、一括質疑で3回以内といたします。質疑ありませんか。

- 長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

- 議長(松本正) 14番。

- 長谷川議員(長谷川敏郎) 一般会計のページ数では48、住宅新築資金等貸付金元利収入について質問をいたします。この件については監査委員さんの指摘でも年度中全く返済の無い方がほとんどであり、多額の滞納となっている。適切、適切な回収対策が必要であると述べられています。そこでお伺いいたしますが、この住宅新築資金について非常に滞納が多いではありますが年度中に全く返さないところもあるということで、例えば延滞金をどのようにするのかとか、差し押さえはどうするのかとか、そういう返、返済に関わる条件を具体的にどのようなになっているのか、お示しをいただきたいと思います。

- 服部町民課長(服部導士) 議長、番外。

- 議長(松本正) はい、町民課長。

- 服部町民課長(服部導士) ただいまのご質問ですけれども、実は手元の方にですね、あのう、それに関わる部分の契約書がちょっとありませんで、とりよ、至急取り寄せ、取り、取り寄せましてご回答させていただきたいと思うんですけれどもよろしいでしょうか。

- 議長(松本正) 暫時休憩いたします。

—— 午後 1 時35分 休憩 ——

—— 午後 1 時43分 再開 ——

- 議長(松本正) それでは再開いたします。

- 服部町民課長(服部導士) 議長、番外。

- 議長(松本正) はい、町民課長。

- 服部町民課長(服部導士) 失礼いたしました。契約書の方が各支所の方に、担当の方に置いておりますので、今ファックスで取り寄せましたので大変申しわけございませんでした。契約書の内容によりますと延滞金の方はですね年10.95%の割合で課すようになっております。以上です。

- 長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

- 議長(松本正) 14番。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** ええとですね、契約書にそれが書いてあるだけなんですけれども契約書は個人と個人、個人と町が結んでるものですから普通の人には見れないもの、見せないものですよ。だから基本的にそのためには住宅新築資金、住宅新築資金等貸付条例というのが必要になります。で、旧瑞穂の場合、平成14年に廃止をしましたけれどもその中にも例えば先ほど課長が述べたとおり違約金として支払をしなかった場合に10.95%の割合で計算をした違約金を、その請求をするというふうになっています。それから例えばこの貸付金、新築等の貸付については元、元利金の償還が確実であり、かつ元利金の償還について確実な保証人のある者というふうに書かれて、そういう人に貸すんだよということも含めて、旧瑞穂町の住宅新築資金の条例には書いてあります。です、で今、今さっき課長が答弁されましたが、こういう取り決めが公にされるのが条例だと思うんですが、邑南町にはこの条例が無いんです。条例がありません。それで、あのう、旧瑞穂の時代に何度もこの新築、貸付条例について、こう改正される度に今の教育委員長さんが担当でしたけれども、話たときに条例を改、あのう、もう事業は終わったんだから、あのう、もう止めればいいじゃないかっていうことは何度もいったときに、いや貸付金が帰ってくるときに、受けるためにですね条例がなければやれないので基本的に、もうほとんど小額になって、もう数年で終わるよという段階になればもうその条例は廃止するけれども、そうでなければずっと続けるよという形になっていました。で、条例がそのないわけなんですけれどもそれについてはどのようにお考えですか。またそれでこういう、あのう、お金の出し入れができるんでしょうか。例えばこの度、今年度からいろいろ始まっているその農業関係の奨学金だとか、それから医学関係の奨学金だとか全部奨学金条例があって貸付の条件やその返す方法についてもきちんと条例で書かれています。これだけは条例が無いんです。どう、どうなんでしょう。

●**藤間総務課長(藤間修)** 議長、番外。

●**議長(松本正)** 総務課長。

●**藤間総務課長(藤間修)** 失礼します。先ほど条例のことですけれども、あのう、旧羽須美村の羽須美村の新築、住宅新築資金等貸付条例、これが平成14年の4月1日に廃止になっております。その中の条文に、この施行は、まあ、14年の4月1日からでございますけれども、この施行の前日においてこの条例による廃止前の羽須美村のこの資金の規定により貸し付けられた住宅新築資金等については、なお従前の例によるというふうに定められておりまして、まだ効力が残っているというふうに考えておりますし、あのう、合併協議会の協定書を紐解いてみますと協定項目の中に財産及び債権の取扱いについてというのがございまして、その中に3町村の所有する財産及び債務は全て新町に引き継ぐということが載っておりまして、その中にこの羽須美村分の住宅新築資金等貸付事業というのが載っておりまして、そのままそれが、あのう、新町に引き継がれているというふうに解しております。条例は先ほど言いましたように旧羽須美村の条例がそのまま効力を発しているというふうに考えております。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 議長。

●**議長(松本正)** 14番。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** そうするとですね、あのう、これは合併協定の中でも22項の11で人権同和教育、人権同和対策事業の取扱いについてというところで住宅新築資金等貸付、貸付に関する償還事務は現行のとおり、とおりとするというふうに書かれて協定して合併していますから、まさに今、総務課長がおっしゃったようにその条例そのものは瑞穂も羽須美も平成14年に無くなっているけれども、その債権とそれに関するいろいろな、あのう、違約金だとかそういうものにつ

いての条件は生きているということだと思っんですけど、生きているにも拘わらず、じゃあその違約金の請求とかそういうことを含めてちゃんと今、あのう、町民課なり担当の方はやっていらっしゃるんですか。それとも連帯保証人の方に請求もなさってますか。それがちゃんとされてるっていうことであれば良いんですが、そこをきちっとされてなければ例えば違約金の場合、貯まればですよその分づつは逆にいうと、あのう、22年度分の違約、21年度分の違約金が22年度分に上乗せになっていくはずですし、雪だるま式にほんとは増えていくはずなんです。今年67、60何万入れてもらったのでちょっと減りましたいう、その数字の発表だけですがおかしいと思いません。だから違約金もちゃんと計算していけばそれも町としては貰えるお金なんで、そういう取り決めなんでしょう。この条例どおり行けば、それも請求しているんです。で、連帯保証人にも同じように請求してやっているのであれば、あのう、返してもらった分だけ金額が減っていく分おかしいんですよ。それで利率もですね3.、3.5%の住宅新築資金等の利率は年3.5%、住宅改修資金にあつては15年以内。住宅新築資金にあつては、宅地取得資金にあつては25年以内に返さなか、返さなきゃいけないわけですね。そういうことも含めてきちっとした仕事ができているかどうか。これがちゃんとやっていますってこと言っていたかなければ監査委員さんが指摘したような項目はどう、もう最初から達成できませんよっていうことになってしまうんですね。その点について再度ちゃんとやっているかどうか確認をしたいと思います。

●服部町民課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(松本正) 町民課長。

●服部町民課長(服部導士) お答えをいたし、いたします。このあのう、償還金の取扱いにつきましては、まあ、毎年度、あのう、担当の方ですね、あのう、各該当者の方々のお宅に、あのう、行きてしてですね、また納付のお願いを当然いたしますけれども、あのう、誓約書も書いていただいでですね、その、その際には必ず延滞金も、あのう、先ほどの金額ほどかかりますという、率ほどかかりますという、あのう、お話はしていつも帰っておりますけれども延滞金、あのう、その計画に基づいて納付をしていただける、あのう、方とそうでない方も、またいらっしゃるけれども、ただ延滞金につきましては、あのう、お願いはしておりますけれども延滞金自体は町税も同じ、同じですけれども入った時点において、まあ、調定することになっておりますのでまだ、あのう、延滞金についてそれを督促かけたということは特にございません。連帯保証人さんの方にも当初も、また、あのう、かかる時期にもお願いをしております。以上です。

●議長(松本正) その他質疑はございませんか。

●日野原議員(日野原利郎) 5番。

●議長(松本正) 5番。

●日野原議員(日野原利郎) あのう、全体的なことですので、あのう、特にページ数をしめ、示しませんが、あのう、昨日までの決算審査等でも各会計毎に、あのう、の中で質問がでて一応執行部の方も、あのう、ご説明をいただいたところなんです、丁度その一つは確認の意味と、あのう、もう一つ、あのう、収入未済額の取扱い等についてお伺いをいた、いたします。まず、あのう、不納欠損分の取扱いについて、あのう、私の聞き間違いならあれなんです、議会の方の、あのう、承認なりは必要ないというお話でござい。あのう、例えば時効とか何かで不納欠損ということになるという場合は、あのう、まあ、理解ができるというよりも仕方がないかなという気もするんですが、あのう、所在不明とか、あのう、なった場合不納欠損扱いとしたいというような説明があったと思うんですが、まあ、例えば議会としても一応入るべきものが執行部の方で、これは入らんと認めら

れて、あのう、報告も何もないというのが何となく、あつそうかなという感じがしたんですが、そのへんの、あのう、いわゆる法的根拠と言いますかこうなんだというところを再度教えていただきたいということと、更には、あのう、収入未済額について、あのう、年々見ますと、あのう、監査委員さんの資料の中でも、あのう、でております。年々こう増加の一途を辿っております。まあ、これも、あのう、町としての貴重な自主財源の一つであります。また、あのう、住民にとっても公正公平な面からもやはり納めていただくべきものは納めていただかなければならないと思うんですが、この未済額の取扱いについてお伺いをしたいと思います。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(松本正) はい、副町長。

●桑野副町長(桑野修) このご質問につきましては、町税だけでなく例えば住宅使用料であるとか水道使用料であるとか、そういったものも含めての、そのご質問というふうに受け止めまして全体としてのお答えをさせていただきますけれども、まず最初に確認の、ということでありました不納欠損処分、このことについてのことでありますけれども、まあ、このことにつきましてはその昨日も、あのう、決算審査、合同の決算審査の中で税務課長の方から、あのう、税法の等で法律のある部分、まあ、特に、まあ、税務署、税務課の場合は税法に、地方税法によってそういうことが、議決が必要ないがないというふうにお答えをしたと思いますけれども、あのう、町の様々な収入ある、いろいろあるわけですが、今特に債権管理の関係で担当の実務者会議というものをもって調査をずっと全て、あのう、徴収のための研修等をやっておるわけでありまして、全部で今出して見たところ27項目に渡ってそういう収入となるものがあるわけですが、そのままの中で今6項目等については、あのう、必要な、あのう、議決が必要なものもあります。それ以外のものは様々な法律に定めがあるもの、条例に定めてということで必要の無い5年等の消滅期間が過ぎた場合という、場合は議決が必要が無いということで、これについては両方のものをもっておりまして必要なものの、があった場合は議決を求めて債権の放棄ということになろうかと思っておりますけれども、現段階のところではそういうものは発生をしておりません。それから徴収につく全体のことでありますけれども確かに経済的に苦しいとかあるいは高い負担感であるとかといって、いろんな理由によって収、未収金が増えている現実にあるわけでありまして、まあ、これに対応するために、まあ、先ほども言いましたような実務者会議をもっていろいろ検討もしております。特に手続き的には、あのう、税等に定めがある督促でありますとか催告でありますとか、こういうものについては必ず毎月期限後に、あのう、1か月後には督促を行うといったこと。それから年2回は催告書を送るといったことは、法的な手続き的なものはしております。それ以外にもそれぞれの徴収事務の担当のものが電話であるとか各戸訪問して歩くとか、それから個別に収納の方法を相談を受けるとかいうこともやっております。まあ、個別の、税務課の方においての戸別の訪問は月平均で20回を超えておるということであります。まあ、そして納付相談でできるだけ、まあ、納め易い形をとるということで分納という方式もお示ししながらやっておるわけでありまして、また特に、まあ、そうした分納ということであれば分納していただくことによってその処分の期間、5年というものがまた継続されるということも含めましてそういう対策もとっておるところであります。まあ、そうしたことでいろいろとやっておるわけですが、どうしてもやっていた、あのう、納めていただけないというような場合は差し押さえということになっていくわけでありまして、それから住宅料の等であれば退去命令、これも、まあ、前回にやっておりますように裁判所の決定を受けて退去していただいたというような実績もあるわけでありまして。であります職員それもののいろん

な知識というものにも、得なければならないということで県が行いますそういう徴収事務への研修への参加というようなことも、これまでもしておりますし、県税等も絡むものについては県職員と一緒に徴収に、事務にあたるといったこともやっております。ただ、まあ、あのう、全体的にその十分なその住民の皆さんへの説明能力あるいは徴収事務手続き等の知識といったものの習得というのにはこれからも進めてまいらなければならないと思いますけれども、まあ、そういった職員のスキルアップを図るとともに、まあ、それが最終的には住民の皆さまの信頼を得ることが、まあ、一番重要だというふうに考えておりますのでそういった面でこれからも努めてまいりたいというふうに思っております。

●日野原議員(日野原利郎) 議長。

●議長(松本正) はい、5番。

●日野原議員(日野原利郎) まあ、あのう、是非とも職員の皆さん、職員も、あのう、住民の方とよく話あって整理をできるだけしていただきたいと思います。あのう、当該者にとってもこれは大変な、あのう、負担だと思います。決まったように督促状がくる。職員、あのう、町からの電話が入ってくるということで、これも悩みの種の大きな、あのう、悩みの種になるんじゃないかと、というように思います。あのう、できるだけ職員の、職員が実際に本人と会って、いろいろこう相談する中でできるだけ本人の一番、あのう、良い方法でこれが、あのう、解決できるように是非とも努めていただきたい。これが、また行政サービスではないかというように思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

●議長(松本正) 他に質疑はございませんか。

●石橋議員(石橋純二) 議長。

●議長(松本正) 10番。

●石橋議員(石橋純二) ページ数で行きますと94ページ、決算書の94ページになりますが、邑南町消費者問題協議会補助金ということで7万3千円の支出がされております。で、これについて、あのう、協議会の活動というものはどのようなになっているのか。それからその協議会の委員さんというのどのような形で選ばれているのか。それからその点についてちょっとお聞き、お尋ねしたいと思います。

●服部町民課長(服部導士) 番外、議長。

●議長(松本正) はい、町民課長。

●服部町民課長(服部導士) はい、お答えをします。邑南町の方で補助金を出しておりますのは邑南町消費者問題協議会という、まあ、あのう、組織がございまして、ここに、あのう、活動の助成をしております。まあ何をしとるかということ何ですけれども、これは、まあ、あのう、警察、各駐在所とも協力をしながらですね、あのう、各地区公民館単位が主になろうかと思いますけれども、そういう、あのう、講演会あるいは寸劇を真似た、あのう、そういう教育的な、あのう、催しを行ったりですね、そういうものを主に現在はやっております。ほいで、あのう、今の構成員の方々なんですけれども各、あのう、町内の各、あのう、団体の方を、あのう、抽出してございまして邑南町の連合婦人会、それと邑南町の老人クラブ連合会、それに公、公民館連絡協議会、それと商工会、民生委員会の、民生委員協議会、それとPTA連合会、社会福祉協議会、農協それと川本警察署というふうになってございまして事務局を町の町民課が担当しとります。以上でございます。

●石橋議員(石橋純二) 議長。

●議長(松本正) はい、10番。

●石橋議員(石橋純二) あのう、まあ、いろいろ各種各団体の長が集まっていらっしゃるということは分かるんですが、まあ、現実にはですね、まあ、あのう、町の消費者問、相談窓口コーナーにも、まあ、様々な相談が寄せられておると思います。で、そうした中でこの、まあ、確かにこの啓蒙をしていらっしゃるというのは分かるんですが現実にはその具体的にですね、あのう、問題が持ち込まれたときにどこに持ち込めば解決していただけるんだらうかというのが、なかなか分かり難くなっております。で、消費者相、消費生活相談員というものが設けられることになっていると思うんですが、これは本町においては設けられているのでしょうか。その点について、まあ、お伺、あのう、お聞かせいただきたいと思います。

●服部町民課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(松本正) 服部町民課長。

●服部町民課長(服部導士) 邑南町におきましては、あのう、この相談員さんは設けては現在おりません。

●石橋議員(石橋純二) 議長。

●議長(松本正) 10番議員。

●石橋議員(石橋純二) はい、設けていないということでございます。まあ、今回のこの議会にもいわれる、まあ、島根県の弁護士協、協会から消費者問題について、対する陳情書が、まあ、出ておるところでございます。これから教民委員の方、委員会の方で審議、審議することになっております。ええっと言いますのもなぜこの問題を取り上げましたかと言うと、今、あのう、非常に独居老人の家庭で、あのう、訪問販売が非常に、あのう、常態化しております。そして、あのう、実際にその契約してから、まあ、クーリングオフ制度等々もあるわけですが実際にその高齢者の方ではなかなかできない。で、しばらく経って、一月ぐらい経ってからど、あのう、やれ失敗してしまおうたどうすりゃいいんだらうかっていうのが非常に多ゆうございます。まあ、恐らく福祉課の方にもそうした相談は、まいったと思います。こうしたときにですね、その相談員というものが無ければそのどこへ行って良いのか、あのう、いうことが非常に多ゆうございます。始めは、あのう、電話勧誘か、電話の勧誘からちょっと甘い返事をしますと訪問販売に切り替わってくるというのが私自身も非常に相談を受けております。ただその相談員さんというのが、まあ、先ほど今、あのう、言われたのには公民館単位ぐらいでしたけれども、こうした、あのう、専門的な相談員さんというんですか。そのやはり勉強していただいて、その地域、地域、公民館単位でもよろしゅうございます。あるいは自治会単位でもどなたかその専門的、委員さんというんか、そういう相談の窓口になっていただけるような組織を早急に立ちあげないと高齢者の独居家庭がどんどんどんどん食い物にされてきておる。こういう状況がございましてそうしたことについて執行部のお考えをお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

●服部町民課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(松本正) 町民課長。

●服部町民課長(服部導士) 今現在の、あのう、相談に対する対応でございますけれども、あのう、一応、あのう、広報や無線で、まあ、一応、あのう、周知はしておることではございますけれども、あのう、一応、あのう、そういう緊急電話を一応用意をしておりますですね、それでそれはまず、あのう、局番によって、あのう、邑南町ならば発信者が邑南町ならば、あのう、この町民課の方へお電話掛かりまして、それからお電話をお受けして、あのう、県の消費者センターの方へですね、

あのう、お電話をお回しするという、まあ、経路を現在っております。それで、あのう、まあ、実際の相談員さんのことにつきましてはですね、また県の消費者センターともですね協議をしながら、アドバイスを受けながらですね、あのう、検討もして行かねばと思います。

●**石橋町長(石橋良治)** はい。

●**議長(松本正)** はい、石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** まあ、ご指摘のように、あのう、消費者に関する問題というのは大変重要な問題だろうというふうに思います。ただおっしゃるように、あのう、各地域に専門員を置くというのは大変なやっぱり時間と、それからお金とやっぱりかなりなものがあるんだろうと思います。今私が思いますに国が、国に対してこれをどういうふうに考えているのか。消費者行、消費者行政というのが何か、あのう、財源が伴わなくて県や市町村にやれやれっていうばかりで、そのところが私は不満でございまして、ですから、まあ、現時点では専門員というよりも今、課長が答弁したように問題があれば直ぐ県の方へつなぐというところだろうというふうに思います。で、ほんとに、あのう、市町村でそういうものを設けるっていうことになれば、まず国はどういう手当をしてくれるのかということが肝心になろうと思います。そのあたりを私も県を通じてお願いをしていきたいなあと、まあ、こういうふうに思います。

●**議長(松本正)** 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** 無いようですので、議案第86号の質疑を終わります。続きまして、議案第87号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いします。質疑はありませんか。

●**中村議員(中村昌史)** 3番。

●**議長(松本正)** 3番。

●**中村議員(中村昌史)** 16ページの、失礼しました。34ページ、積立金のことについてお伺いをいたします。昨日の連合審査で積立金の目標額というふうなことについてお尋ねをしましたが、給付額の平均の何%です25%ですかというふうなことを掲げられましたが、今度22年度のですね予算、決算を見てみますと当日、当初予算での積立金の予算が15万9千円と。で、最終的な決算で5千687万円の積立をするというこの予算と決算だけを見ますとそういった積立金の目標を持っていて、こういう、これだけの積立金が無いと国保として健全な経営ができないんですというふうな意志表示が現れていないと思います。これだけを見ますと極端な言い方をしますと余ったから基金に積んだんだというふうな捉え方をされかねません。基金の目標額の過多も含めてですね運協なり議会の場で、もっともっと議論をするべき必要があるんじゃないかと思いますが、その点についてお伺いをします。

●**服部町民課長(服部導士)** 議長、番外。

●**議長(松本正)** 町民課長。

●**服部町民課長(服部導士)** 昨日もお話をいたしましたけれども、一応、あのう、毎年度の厚生労働省からの国保会計における予算編成の方針について通達が毎年度来ておりますけれども、この基金につきましても平成12年度にでました通達を遵守するようということになっておりまして、その内容がその言われました3、過去3年平均の療養給付費の25%は、あのう、最低限維持しなさいということが、まあ、言われております。ご存じのようにこの決算で生じた積立金につきましては1億4千万ということで、このルールで言います基金の残高は約3億程度ということになっ

ておりまして、なかなかそれに到達する数字ではございません。また言われますように２２年度の当初予算から決算見、見てみましてもおっしゃる様に当初からこの積立を意識したものではございませんけれども、ただ、あのう、この近年の医療費の高騰あるいは国におきます補助金の削減等の影響を受けましてなかなか当初予算も厳しい状態で立てております。ただ、まあ、１年を経過した段階ですね、あのう、そういう余剰ができれば、どうしても、あのう、基金の方へ今まで使った分を少しずつ、少しずつでもできる限り返して行くというのが本来の趣旨だと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

●中村議員(中村昌史) はい。

●議長(松本正) ３番。

●中村議員(中村昌史) ご答弁の趣旨は分かりますが、あのう、町民の皆さんがですね、あるいは、まあ、被保険者の皆さん方が、この決算書を見てどういうふうに思われるかというところです。当初からこれだけの補助金じゃ、失礼。これだけの積立金が必要なんですということを皆さん方に知らせておけばですね、ほんとはこれだけいるんだけど今これだけしか無いんだよと。だからこれだけ余ったから積み立ててくださいというのは分かりますが、あのう、今のこの決算書だけを見ますとお金が余ったから積み立てました。じゃあ取り過ぎとるんじゃないか。保険税が、を取り過ぎとるんじゃないのっというふうな見方をされる方もあろうかも知れません。それから一般会計からの繰入が多すぎるんじゃないのというふうな取り方をされる方もあろうかと思えます。そのへんのところをきちんと事前に示してですね予算に反映させれるかどうかというところは、まあ、あのう、それは金、予算的な金銭的な問題がありますから無い袖は振れませんのできちんと予算には載せられないかもしれませんが、それを予算編成の時点での議論の中で町民の皆さん、被保険者の皆さんに示しておく必要があるのではな、なかろうかということですが、そういったことについてどういうふうにお考えでしょうか。

●服部町民課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(松本正) はい、町民課長。

●服部町民課長(服部導士) はい、まあ、当初予算を組む際には、どうしてもどこに財源を頼るかということになりますと、やはり保険税に頼るか、あるいは一般会計の繰入金に頼るのかという、まあ、あのう、そういうふうな選択肢がつい、非常に狭い中で組む必要が生じて来ます。それで、あのう、保険税につきましては、やはり、あのう、段階を踏んでいってですね、あのう、必要なだけお願いをしていくというのが、あのう、本来の筋だと思っております。よりまして当初予算で不足が見込まれる点につきましては一般会計と調整を行いながら予算編成を組んで行くのしか方法が無いとは思っております。

●中村議員(中村昌史) はい。

●議長(松本正) ３番。

●中村議員(中村昌史) あのう、基金のことについてお答えをいただいております。あのう、適正な基金はこれだけなのだとすることをどうやって示すのかということです。それだけをお答えをいただきたいと思えます。

●服部町民課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(松本正) 町民課長。

●服部町民課長(服部導士) 失礼しました。基金につきましても全体的な、あのう、国保の運営につきましては運営協議会のご意見をですね十分踏まえてですね、十分ご議論いただいて、またその内

容をですね、また、あのう、議員の方々にも、あのう、お示ししながらそのへんのところについては統一した考えで行えたらと思っております。

●議長(松本正) 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いですので、議案第87号の質疑を終わります。続きまして、議案第88号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いですので、議案第88号の質疑を終わります。続きまして、議案第89号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いですので、議案第89号の質疑を終わります。続きまして、議案第90号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いですので、議案第90号の質疑を終わります。続きまして、議案第91号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いですので、議案第91号の質疑を終わります。続きまして、議案第92号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いですので、議案第92号の質疑を終わります。続きまして、議案第93号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いですので、議案第93号の質疑を終わります。続きまして、議案第94号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いですので、議案第94号の質疑を終わります。続きまして、議案第95号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いですので、議案第95号の質疑を終わります。続きまして、議案第96号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いですので、議案第96号の質疑を終わります。続きまして、議案第97号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** 無いようですので、議案第97号の質疑を終わります。続きまして、議案第98号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** はい。

●**議長(松本正)** 14番。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 邑南町集会所条例の一部改正について先般も説明を受けましたが、あのう、これまで直営でやっていた集会所について指定管理制度を導入しようとするものでございますが、あのう、地域改善対策特別措置、特別措置法が切れてもう10年近くになるわけですが、そういう中で、あのう、先般の委員会の説明でも、この事業の法が切れてから、まあ、それまでは、あのう、当然指導事業というのがあったわけですが、これが無くなってしまったということで実際の利用とかですね、あれがほとんど、あのう、まあ、サークル活動などに使われるというのが主になっているという説明がありましたが、で、まあ、その直営でなんでいつまでも、その五つの集会所の内の三つだけを特別扱いをしても、そういう直営にするのかということ、まあ、議会で私、指摘、指摘しましたし、そういう中でも指定管理にすべきじゃあないかという話もしました。それを受けて、まあ、検討もしていただいた結果だと思うんですが、あのう、今の時点でも敢えて、この五つを、この集会所条例というもので残しておく必要性というのはどこにあるというようにお考えでしょうか。

●**森岡生涯学習課長(森岡弘典)** 番外。

●**議長(松本正)** はい、生涯学習課長。

●**森岡生涯学習課長(森岡弘典)** 先ほど、あのう、議員おっしゃいましたように以前、まあ、いろいろ、まあ、ご指摘を受けたりご指導、他の議員さんからもございましたけど、そういう中で、まあ、今回指定管理ということで集会所条例の一部を改正をさせてもらうものでございますけど、まあ、今まで合併をしてから今年で丸7年になろうと思いますが、様々、まあ、地域によってそれぞれ、まあ、取り組みの歴史がございまして今日までそういう中で、まあ、指定管理、こういう条例を、の一部改正をせず、まあ、直営で、まあ、やってきたわけでありまして、まあ、我々としては、そういう中で今回、まあ、お認めをいただいて指定管理、条例を一部改正をして指定、指定管理ができるようになりますと、そこで初めて地域といろんなそのお話を正式に、まあ、させていただくことになろうと思います。そういう中で、今回まずこれが我々は今後どう使っていくという第1歩というふうに考えておりまして、今回こういうふうなところで指定管理の条例をあげてもらったわけでございます。先ほど申し、申しましたように、この今回一部改正をすることによって、まあ、そういう部分について初めて地元と、この今後の管理の問題について話をする第1歩になろうと思います。ですから今回、まあ、指定管理という手続きをとってそういう中で地元と話をする中で、その後この施設をどうして行こうかという、また話もでてくるんじゃないかというふうに思っまして教育委員会が、今回この議案を議会に上程する前に、まあ、教育委員会の中の、でも一部改正の議決を得て、今回出しておりましてそこから先の話は教育委員会の中でも、今後どうするかというのはまだ出ておりません。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** はい。

●**議長(松本正)** 14番。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** あのう、その趣旨の答弁は、まあ、去年の3月議会でも教育長の方から、あのう、それぞれこれまでの取り組みの経過も違うし、まあ、使っている実態も違うのでそういうことを調査してやって行きたいというような答弁だったと思います。まあ、それを受けながら、ま

あ、あのう、なんですが、そういう意味ではその5か所を集会所条例として、その残して行くということについて見直しをかけて行くというための指定管理だということで確認して良いかどうか有一點、それから、まあ、例えば、あのう、実際問題として、もう実態として、あのう、例えば瑞穂地域の場合は、あのう、もう例えば、あるお寺の一部になってしまったり、また、あのう、集会所の一部に入り込んでしまったりして、こうあってても実際にはもう払い下げ、払い下げをした方が、あのう、良い。条例から外す方が良いとかっていうのもあります。また、あのう、上ヶ畑のように、あのう、あれほど大きな施設を3軒で維持しなさいなんて言われても、そんなの絶対できませんということで、あのう、それは町の施設であれば町が、その集会所として残すのではなくて違う名目の施設として維持管理して、そういう中で、あのう、まあ、お金払って使わしてほしいというような形で、やっぱし考え方が違うと思うんですね。で、まあ、そういう中で例えば例を、例として昨日に農林振興課の方から、あのう、下だ、下亀谷の農村加工施設については、まあ、補助事業による譲渡制、制限が無いこと、利用者が不特定多数でないこと、譲り受ける希望者がいること、町としての保有する意義の薄いもの、ないもの、まあ、こういう条件があれば払い下げますよというようにおっしゃいました。同じ施設の中に同じ事業で、地域改善のいろいろな形の事業で入れたもので、一方は払い下げて良いいっていう答弁をしている。一方は今から指定管理をして、今からしてですよ。そうして話をしてみようとっている。それはおかしいんじゃないかと思うんですけど、そういう点も最初からそういうのはこの度の指定管理の条例の中から外せば良い、もう事前に話をして、どうしても五つ残しとかなあいけないのかどうかですね。どうしても指定管理をしなきゃいけないところはあるかもしれないけれども、あのう、そうでないところで自分たちが、あのう、維持管理もしてらっしゃるわけだから、そういうところはもう、あのう、この条例からは外していけば良いんじゃないかと思うんだけど、そういう点を含めて考え方をちょっと、あのう、一つづつ伺います。最初にこれからだからそういう方向へ進んで行くための一歩であるという確認をするということと、五つの集会所毎にどういう対応を考えているのかということ、間を置かずに、あのう、譲るべきものはもう譲ってしまっても良いんじゃないかというふうにも思うので、その点についてお尋ねをいたします。

●土居教育長(土居達也) 番外。

●議長(松本正) 教育長。

●土居教育長(土居達也) あのう、指定管理の制度、まあ、条例を一部改正をしてするというについては、同じ、まあ、目的の施設、まあ、町内にある同じ目的の施設で管理の仕方が違うという実態があって、それが不均衡だという、まあ、指摘を議会に受けたということを受けて検討をしたことでございます。集会所の設置の目的は条文全て覚えておりませんが社会教育活動を促進し、住民の人権意識の高揚を図るというねらい、設置のねらいです。確かに改善対策事業は14年で終わりましたが、これはハードは終わったということで人権意識の、を図っていくというソフトの部分は引き続いているというふうに考えております。で、そうした、あのう、中で設立当時から様々な地域や住民の皆さま方のお考えや意識の違いによっていろんな管理の違いはあったと思います。これからもそういう部分というのはあると思います。で、この指定管理制度を始めとしてですね、スタートにして、これから受けていただく方とか、いろんな地域の方のお考えに立ちながら考えていく。この、まあ、あのう、最初の一歩だというふうにご理解いただきたいというふうに思います。あのう、5か所全てそうかということですけども、指定管理制度の分については5か所同じようにスタートに、だというふうに考えております。ただ、あのう、言われましたように、この条

例改正によってですね、まあ、あのう、これから、まあ、あのう、指定管理を受けて貰うかどうかということ。これから正式に動くわけですけどもこの条例によってですね非常に、まあ、あのう、受けて貰う方の負担というの、違いが出てくるということもこれは、あのう、前提としてあると思います。これを押し付けて行くとかということではなくて、指定管理ができるという条文というふうになっておりますので、そこから協議に入るというふうにご理解いただきたいと思います。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** はい。

●**議長(松本正)** 14番。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 教育長がおっしゃったようにハードは終わったんですよ。ハードが終わったのに、ソフトが大事なんであればそのハードに関して要するに設置条例、集会所条例ですからそういう意味ではそのどういう目的の集会所であろうが、その、言えましょう、あのう、五つだけ別に、かえって集会所条、条例として置いておく必要は無いのじゃあないのかと、ほいで、あのう、場合によってはそのところどころで例えば一気に指定管理から一気にもう、あのう、地元へ、あのう、お譲りするということもありうるんじゃないかというふうに思うんですが。なぜこの条例で五つというね、五つの集会所ということにこだわらなきゃいけないんです。そこが分からないんです。

●**土居教育長(土居達也)** はい、番外。

●**議長(松本正)** 教育長。

●**土居教育長(土居達也)** ご指摘のようにですね社会教育活動、そして人権意識の高揚はどこでも行われなければならない活動であるということは間違いないと思います。しかし、そこに設置された経緯というのもご存じだというふうに思います。活動というのは、あるいは人権意識の高揚というのは単に学習会だけではなくて、地域の住民が交流しあうということの拠点になるという部分というふうに私は、あのう、考えておりますし、それは他地域の方が使われても問題はない施設だというふうに思っております。

●**議長(松本正)** 他に質疑はありませんか。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい。

●**議長(松本正)** 8番。

●**亀山議員(亀山和巳)** 第11条の費用の負担のことについてお伺いします。ここの条例では運営費並びに修繕費、物品の購入、全て指定管理者が負担するもののように、ここでは、あのう、決めています。その最後に、ただし町長は特別の事情があると認めた場合にはこの限りでないという条項がありますが、これは特別修繕が大規模であつたりとかいう場合とかのことかと思いますが、この特別の事情というのは何を意味するのかを教えてください。それともう一つ、これらの五つ集会所の建物が建っておる敷地の所有権はどこにあるのかということをお願いします。

●**森岡生涯学習課長(森岡弘典)** 番外。

●**議長(松本正)** 生涯学習課長。

●**森岡生涯学習課長(森岡弘典)** 最初の一つ目でございますけど、特別な事情というのは、まあ、あのう、先ほど議員、あのう、おっしゃいましたように大規模修繕等がある場合その町の方が負担をするという、あのう、他のあの指定管理でもやっておりますけど同じ考えでございます。で、2点目の敷地はどこのものかというご質問でございます。まあ、三日市会館につきましては設置場所がお寺の境内の中にごございますので、それについては敷地自身は、まあ、宗教法人さんの敷地であると思います。それ以外につきましては町有地であると思っております。

●議長(松本正) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第98号の質疑を終わります。続きまして、議案第99号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第99号の質疑を終わります。続きまして、議案第100号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第100号の質疑を終わります。続きまして、議案第101号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第101号の質疑を終わります。続きまして、議案第102号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

●中村議員(中村昌史) 3番。

●議長(松本正) 3番。

●中村議員(中村昌史) 説明書ですね12ページ、民生費、児童福祉措置費、保育所完全給食実施252万8千円についてでございます。あのう、昨日の話では、あのう、財源についてでございますけれども、今年度は一般財源で来年度以降は過疎ソフトでというふうだ、お答えだったと思いますけれども、あのう、これのですね継続年数と言いますか、あのう、将来的にずっと行っていくのか。過疎ソフトを財源にするということになれば5年間になろうかと思いますが、その後のことはどういうふうに考えておられるとか、まあ、その年限いつ頃まではこれをやろうというふうなところを見解をお示してください。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(松本正) 町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、これは日本一の子育て村を目指す大変重要な施策だというふうに思っております。まあ、本来ならば当初で上げるべきであったんですけどもいろんな準備の関係で、しかしながら必要性ということで今回の補正に上げたわけでありまして、まあ、一般財源で対応するしかないわけでありまして、次年度からは過疎ソフトでやって行きたいと。で、これはやはり、あのう、過疎ソフトが切れたからということで止めるという問題ではなからうと思います。やっぱり日本一を目指すのであれば、これは町の目玉として続いて、続けていくべきであろうというふうに思いますので、まあ、当然、あのう、過疎法の延長というのは我々も視野も入れておりますけれども、まあ、事態がどうなろうとこれは続けて行かなきゃならん重要な施策だというふうに、まあ、思っております。

●中村議員(中村昌史) はい。

●議長(松本正) 3番。

●中村議員(中村昌史) あのう、今朝ほどのですね、あのう、県議会の視察のところでも町長あいさつの中で言っておられましたけども、あのう、まあ、確かに邑南町としてこういうことをやっていくってことは大変なこと、大切なことでありまして、これは続けていっていただきたい。で、

なおかつですね、あのう、町長も言っとられましたように、あのう、この法、国の定めております法の中での不備というふうなところもあるわけがございますから県なり国になりに対しても制度として実施していただけるように協力を申し入れをしていただいて、もう全国的にこうなるんだよというふうな、その先例を付けるというふうなことになるように頑張っていたきたいと思います。答弁は要りません。

●議長(松本正) 他に質疑はありませんか。

●大屋議員(大屋光宏) 1 番。

●議長(松本正) 1 番。

●大屋議員(大屋光宏) 農林振興課の所管のところで、3 点ほどお願いします。最初 7 ページ農業振興事業助成金過払金返還金につきまして、これは、あのう、前回 6 議会で説明があった中で、あのう、債務負担行為に基づいて、借り換えはしたけど引き続き利子補給を、あのう、元金助成と利子、利子補給をするということだったと思います。で、その点は承知をしておりますが、あのう、議会が終わってからこの、あのう、具体的な償還表なり、あのう、計算書が出てましたんでそれについて考え方を確認してください。あのう、元金の 1 割については理解してます。で、利子補給については元々、あのう、その元の資金、農業経営基盤強化資金も借り換えた後の経営維持安定資金につきましても政策的な資金であって、それぞれ目的がある資金です。で、元の経営基盤強化資金については、あのう、認定農業者の積極的な設備投資を支援するっていうことで国と県、市町村も協力して利子補給をしてなるべく低利で借りれるように協力して努力してほしいということがあって町が 1 億円に対しては 0.25、残りの部分については 0.225% 利子補給して 2% に近い金利で貸せるようにしたもんだと思います。で、経営維持安定資金というのは、あのう、農業経営基盤強化資金を、が平成の 6 年ぐらいから始まってまして、それが金利が高かったから、あのう、安い時期に入ってから皆さんこれに借り換えてくださいよっていう資金じゃあなくて、あのう、住宅ローンの借り換えのようなものじゃあなくて、あのう、負債整理とか、まあ、経営が大変な人に対して行うもんであって、その当初から 1.4% であって、これは特に、あのう、その積極的に行政が支援してほしいっていう指導があったもんじゃないと思います。あのう、何% 利子補給してくれというもんでは無いと思うんですが、これに対して引き続き、あのう、1.4% の 1 割、まあ、なり、まあ、あのう、当初の借入金額に応じて利子補給した割合で続けてやっていくって理由っていうのはなかなか理解がしがたい部分がある。まあ、反対に無くても良いんじゃないかっていう人もおられる。で、これを引き続きやっていく、あのう、利子補給の部分のみやっていく、あのう、やっていく理由を、その部分のみ、あのう、説明をお願いします。で、次が 15 ページの農林水産振興ががんばる地域応援総合事業 262 万 7 千円、これは、あのう、当初予算に足し、これほど補正で足して大豆蕎麦の汎用コンバインを導入するものです。まあ、当初予算で承認したもんであって、まあ、補正でとちょっと足してあるだけなんですけど、あのう、事業主体であるアグリサポートおおなんの決算については、あのう、6 月議会で初めて、あのう、見る機会を貰いました。で、まあ、決して、あのう、そのアグリサポートの会員さんがお金を出し合っている部分でも無いですし、経営状態が、あのう、すばらしく良いものでも無い、なかったと思います。で、その中でそのアグリサポートおおなんっていうのは元々耕畜連携で飼料、飼料稲をやる団体っていうことで設立されたと思うんですが、その全く違う分野の大豆蕎麦汎用、あのう、の収穫を始めるっていうことは、その組合として議決されて皆さん組合員が同意していることかどうか。で、当然皆さん誰もが思うことですけど決して利益が出る分野ではないと思います。あのう、持っているだけでも維持費が掛

かる中で赤字等が出たときは組合でちゃんと補てんされるのか。そのやっぱり大豆蕎麦コンバインを入れたがために出た部分の赤字っていうのは将来的に町で見ていかなきゃいけないのか。そのあたりはどのように考えられているかが2つ目です。で、もう一点は確認なんです、16ページの施設整備管理費、備品購入費で、あのう、亀谷加工場のボイラー更新です。で、指定管理をしている中でど、大、あのう、先ほども話がありましたが、あのう、大規模修繕っていうことで町の方で負担するんだと思います。で、指定管理の施設で基本的には全て町がお金を出して、100%町の所有のものっていう理解があったんですけど、あのう、堆肥処理場のように分担金をもらっているものと、その必ずしも町が100%建てたわけじゃないものがあるんだと思います。で、この亀谷加工場のボイラーについては当初は、あのう、町が、あのう、まあ、分担金なり受益者負担が有ったのか無いのか。で、今回、あのう、100%その更新費を町が見るのか受益者から幾らか貰うのか3点お願いします。

●農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) 農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) まず1点目のいわみファームに対する利子補給の件でございますが、これは、あのう、以前説明を申しあげたというふうに思っておりますが、平成7年の議会のとときに債務負担行為を行っておりますが、その中で3千300万円部分に係る元利補給は、これは、あのう、豚舎の建設費の補助として、あのう、やっていくんだと、で、これは、あのう、他の施設もそういうふうに1割負担で、1割補助を出しながらやっている例が幾つもあるので、その例に見習って維持、元利補給をしていきたいというふうに当時の町長さんが答弁されておりますので、それに基づいて現在でも、その部分に対する利息も含めて補給をしとります。まあ、ただし借り換えが起こっておりますので、これは借り換えた後の利率で再計算をいたしまして過払いした分については既にお返しをいただいておりますし、今後につきましても、その再計算をした額を補助する予定にしております。それから2番目のがんばる事業であります、これは、あのう、昨年度の繰越事業でありまして、そこに県単補助が付いたということでもあります。財源的には、あのう、また財政課の方からあるかも知れませんが、きめ細の補助金、交付金とそれから一般財源も付いておりますので、当然県単費用が付いた部分は、あのう、まあ、余ってくるのかなと思いますので、その処理は、あのう、また財政課の方にお任せをしたいと思います。で、飼料の、飼料稲の収穫のみの組織ではなかったかということですが、事業計画には、あのう、飼料稲の収穫は勿論ですし、それから集落のいろんなサポートもしていくようなこと、あのう、それ以外のことも計画に載せております。で、予算につきましては毎年4月に総会を行っております、こういうものを購入する、こういう事業に取り組むということは、あのう、総会で同意をいただいております。で、あのう、アグリサポートという団体につきましては、あのう、現在任意でございまして、これを、まあ、何とか来年から法人格なり会社格なりを備えた団体にしていく必要があるということで、現在、あのう、協議をしておりますが、基本的にはこれは、あのう、転作田の活用が非常に下がっておりますし、それから県内の転作配分ルールが変わって邑南町の場合、毎年30haづつぐらい増えてまいりますので何にしてもそこを活用していくためには、あのう、必要な組織だということで取っかかりは飼料稲を取っかかしておりますけれども当然飼料稲だけでは、あのう、何10haという転作田が賄えませんので、もういろ、いろいろ大豆であるとか蕎麦であるとかいうふうな土地利用型の作物にやはり取り組んでいかざるをえない。そういう、まあ、組織だというふうに考えております。それから将来の赤字等につきましては、まずこのこういう事業を始めたのは農家所得が少しでも上

がるようにと、もう一つは先ほど言いました農地の活用いう大きな2点がありますので、その2点と、まあ、見比べながらその組織として仮に、まあ、赤字が発生したらどの程度までカバーすることが許さ、許されるのかどうかというのは、またそういう時期に、あのう、ご相談させていただきたいというふうに思います。それから3点目の亀谷の加工場ではありますが、分担金につきましては今手元に飼料がございませんので、あのう、至急調べたいと思います。備品購入につきましては、これは、あのう、ボイラーが故障いたしまして、これに対する、あのう、大規模修繕というふうに判断をいたしまして町、町が全額負担して修繕をするという予定にしております。

●議長(松本正) 暫時休憩します。

—— 午後 2 時 4 8 分 休憩 ——

—— 午後 2 時 5 6 分 再開 ——

●議長(松本正) 再開をいたします。

●農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) 農林振興課長。

●農林振興課長(坂本敬三) 先ほど保留の件でございますが、亀谷の加工場につきましては分担金等を徴収しておりません。

●大屋議員(大屋光宏) 1 番。

●議長(松本正) 1 番。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、亀谷の加工場については分かりました。あのう、元々分担金を貰っているような施設であれば修繕するときもある程度、こう負担金を貰わなきゃいけないんじゃないかなという思いがあったから確認したもので、まあ、分担金が無くて100%町でやってあれば修繕も100%とするっていうのは理解しました。で、最初の利子補給金なんですが、まあ、確かに元利金の1割とほいうものの実質元金の1割という思いと利息については義務的負担があったからやってたっていう解釈を、もしてました。で、1点ほど確認したいんですけど、全く同じ事例として、今農業経営基盤強化資金の借入者が何人かおられると思います。で、それぞれ義務的に何%か利子補給をして、それも債務負担行為を取っていると思います。まあ、これをしますという約束はしているんだと思います。で、これらの人が、あのう、同じようにその政府系金融機関なり何だかの、あのう、まあ、資金に、金利が安いからとか経営が大変になったからということで借り換えられた場合、同じように割合で計算をして利子補給を続けるのか続けないかを一つ確認をさしてください。もう一個、アグリサポートの件に関して赤字が出たらどうするかというのを確認したのは、飼料稲は、あのう、需要者も一緒になってやらなければならない事業であって、あのう、新たに誰かがしたいっていうことは難しいですし、公共的な役割が多いっていうのは理解します。ただ大豆の、蕎麦の刈り入れなり収、生産というのは誰でもできることだと思います。で、これをアグリサポートに、がやって赤字が出たときも補てんしますよっていうと受益地は基本的に邑南町全域。例えば誰か集落営農なりで転作は増えたから大豆のコンバインが欲しいですと言っても、そこに補助しちゃうと実質アグリサポートの方で赤字が増えて、アグリサポートの方の、が黒字で目標達成しない限り、他の者には補助ができない。ほとんど公的にアグリサポートに全てやりなさいっていうことを意味することになると思います。赤字を補てんするっていうことは、ですんで、あのう、やっぱり誰でもできて競争してみんながやっても良いよっていうのあって、一つだけ補助までして赤字補てんをするっていうことは非常に、あのう、しないって約束をしていただければ、ここで、あのう、納得しますし、するかもしれないって言われると、他のもう人達はアグリサポートが黒字

になるまではやっても良いけど補助はしませんよっていう意味になると思います。その2点ほど確認させていただきます。

●農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) 農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 最初の件でございますが利子補給につきましてはいわみファームにつきましても、それからそれ以外の方につきましても、いわゆる義務負担という形では行っておりません。あくまでも邑南町が債務負担でやっておりますのは任意でやっております。それから2番目の大豆、蕎麦はだ、あのう、誰でも収穫できるというお話でしたが、あのう、実は、あのう、播種あるいは消毒についてはJAの方で機械がありますので、これは、あのう、委託すればできるわけですが、何ヘクというふうな面積になってまいりますととても手で収穫というふうなことにはなりませんので、あのう、専用の収穫機がなければ、これはどうにもなりません。で、まあ、集落営農とかじゃあ申請があればどうするんかということですが、これは、まあ、全体の面積を見ながらアグリサポートができないような面積になれば、そういうこともありうるかも知れませんが、やはり、あのう、1台の機械を有効的に使おうということであれば、あのう、集落営農個々に補助金を出すのではなくてアグリサポートならアグリサポート、JAさんならJAさんで一括保有をしていただいて、あのう、処理をしていただくが、いうほうが効率的だというふうに思います。それから、まあ、赤字がでたときというお話ですが、それは、あのう、そこはどうするという想定は現在しておりません。まず1番目は先ほど言いました農家所得を向上させる、させること。それから農地の利活用を進める。これを主眼に置いておりますので、あのう、経営については、もちろんその黒字をめざしますが、その後については、またその都度ご相談をさせていただきます。以上です。

●大屋議員(大屋光宏) 1番。

●議長(松本正) 1番。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、最初の件にだけ確認してください。あのう、農業経営基盤強化資金に対する利子補給は市町村任意です、義務では無いですっていう話をされましたけど、あのう、基本的には国からなり県からの要望としてこれだけをしてほしいっていうことでやってるのが基本だと思います。あのう、県の方のホームページで農業経営基盤強化資金を借りると利率が何%になるかっていうとちゃんと、あのう、県が何%、市町村が何%っていうことでやってて、それにもと、それがあるから町がやっているんだと思います。何も無く各借入者に対して、この人やるやらない何%にするって決めてるわけじゃなくて、そういうものがあってやっている。で、その大事な質問の、は今農業経営基盤強化資金を同じようにいわみファームと借りている人がいます。その人達が借り換えたときも同じように利子補給を続けるんですか、しないんですかのみお願いします。

●農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) 農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 最初の義務という点につきましては、これはあくまでも任意ということになっております。で、その次ですが、まあ、ファーム以外の方が借り換えたときにどうするかということですが、これは現在、あのう、まだ検討をしておりますので、そういう事態が、あのう、起これば当然研究をさせていただきたいと思います。以上です。

●議長(松本正) 他に質疑はありませんか。

●宮田議員(宮田秀行) 2番。

●議長(松本正) はい、2番。

●宮田議員(宮田秀行) はい、15ページのですね、鳥インフルエンザの防疫対策の緊急支援事業の件ですけれども、これは確か、あのう、一般家庭において家禽を飼育している方に対して防鳥ネット、野鳥との接触を防除するための補助金だったと思いますが、その認識でよろしかったでしょうか。

●農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) 農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) ここに今回補正をしております35万6千円につきましては100羽未満の飼養農家における補助金になります。今、あのう、数字、少し覚えておりませんが60数戸、100羽未満の農家がありますが、その内希望をとりましたところ10戸の農家から希望が出てまいりましたので、それに対する補助になります。ちなみに100羽以上の農家につきましては県が直接補助するシステムになっております。以上です。

●宮田議員(宮田秀行) 2番。

●議長(松本正) 2番。

●宮田議員(宮田秀行) はい、ええつとですね。まあ、補助対象の中身にはそれで結構なんですけれども、これ確か、あのう、昨年の中か今年の頭かにですね役場の方から、まあ、電話による聞き取り調査が一度ありまして、その直ぐ後にですね現地調査というような形で役場の職員の方が飼育小屋等の確認に来られてます。で、まあ、私の記憶だと、それ一回限りなんですけど、それから暫くをして広報等に、この防鳥ネット、野鳥との接触を回避するための補助金がありますよっていう形で出たわけなんですけど、現地調査をした段階においてですね、もう先ほど56件ですか、もう既に全部見られたと思うんですが、野鳥との接触の危険性があるっていうご家庭っていうのも、もう調査の段階で分かっていたと思うんですけども、今回10件の、まあ、補助申請があったということですが、現地調査において危険性があると判断した家庭、全てそれで網羅されたんでしょうか。

●農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) はい、農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 当時は、あのう、こういう補助制度がございましたので、ご自分でネットなりをご購入いただくように指導をしております。が、実態は、あのう、そのまま、あのう、にしておかれる農家さんもありますし、それからきちっと整理をされた農家さんもございます。そういう中で県のこういう補助事業が出てまいりましたので再びアンケート調査をして、その内10戸から希望の申し出があったということになります。以上です

●宮田議員(宮田秀行) 2番。

●議長(松本正) 2番。

●宮田議員(宮田秀行) はい、まあ、あのう、現地確認をしたところの段階で、その危険性があったものがどうこうっていう答弁は今無かったんですが、あのう、少なくともですね、この鳥インフルエンザで現地調査、電話による聞き取り調査というのは鳥取か、まあ、島根、まあ、近県、近隣地域において、まあ、強毒性の鳥インフルエンザの、まあ、症例が認められて直ぐに動いたというような形だったと思うんですが、それきりっの状態です。で、実際ですね、まあ、飼養者、あのう、飼っておられる方っていうのは本来であれば自己責任において自分で調べてどういう飼い方をすれば安全かというものは、本来であれば、まあ、自己責任ですが、まあ、ご存じのとおりこの鳥インフルエンザっていうのもここ数年前に騒がられて来たものでありまして、本来であれば家禽、鶏というのは庭で放し飼いをしていて夜になれば小屋に戻るというのが本来の鶏の習性です。ですの

で、あのう、普通に平飼いをしている家庭っていうのも蔽おうにしていると思うんですね。ですのでここらあたりはですね、まあ、答弁は必要は無いんですが実際にその鳥インフルエンザを予防するにあたって、その野鳥との接触を避けることは勿論のこと、まあ、消毒の方法だとか、最低限の飼い方というようなものもですね町として何か指導をされたら良いんじゃないかというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

●議長(松本正) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第102号の質疑を終わります。質疑の中途ですが、ここで休憩に入らせていただきます。再開は3時15分。

—— 午後 3 時07分 休憩 ——

—— 午後 3 時15分 再開 ——

●議長(松本正) 再開をいたします。で、始めに。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) 番外。

●議長(松本正) 生涯学習課長。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) 一つ、あのう、訂正をさせていただきたいと思います。議案第98号 邑南町集会所条例の一部改正の質疑の中で集会所の所有はどこかというご質問が8番議員からございました。あのう、土地がですね。それで一つは宗教法人、三日市会館は宗教法人で亀谷、亀谷とあと羽須美地域のは町有地というふうなご回答、ご回答をいたしましたけど三日市会館につきましては寺院関係者の個人の所有でございます。それと亀谷の集会所の関係は自治会の所有になっておりました。お詫び申しあげて訂正させて貰います。

●議長(松本正) よろしいですか。

●亀山議員(亀山和巳) はい。

●議長(松本正) 続いて、議案第103号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第103号の質疑を終わります。続きまして、議案第104号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第104号の質疑を終わります。続きまして、議案第105号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第105号の質疑を終わります。続きまして、議案第106号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第106号の質疑を終わります。続きまして、議案第107号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あ

らかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、議案第107号の質疑を終わります。続きまして、議案第108号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、議案第108号の質疑を終わります。以上で、議案第86号から議案第108号までの質疑はすべて終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

### 散会宣告

- 議長(松本正) 以上で、本日の日程はすべて議了いたしました。本日はこれにて散会といたします。ご苦勞様でございました。

—— 午後 3 時19分 散会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員